資料　5

須坂・高山地域における管理計画と将来目標等との関係

将来目標（長期的目標　10 年以上）

管理計画区毎の将来目標は管理計画の「第２章管理の基本方針」に記載し、管理計画本体に位置付ける。（パブリックコメントの対象）

行動指針（中長期的方針　５～10 年程度）

将来目標を達成するために必要な活動の方針を協働型管理運営体制において検討し、同会議が管理計画区毎に定める。

管理計画本体には位置付けないが、管理計画書に参考資料として添付する。（パブリックコメント対象外）

行動計画（短中期的計画　５年以内）

行動指針に基づき各主体が実施可能な活動を協働型管理運営体制で検討し、同会議が管理計画区（各主体）毎に取りまとめる。

管理計画本体には位置付けないが、管理計画書に参考資料として添付する。（パブリックコメント対象外）

協働型管理運営体制の役割

今後、協働型管理運営体制に求められる役割は次のとおり。

A)　将来目標の実現に向けた行動指針・行動計画を策定すること。
B)　行動計画に基づく各主体の取組の進捗状況を定期的に確認すること。
C)　進捗状況の確認結果の評価と評価結果行動計画にフィードバックすること。
D)　将来目標の達成状況の確認と必要に応じて将来目標、行動指針、行動計画を改定すること。
E)　上記の取組のなかで生じる課題の抽出及びその解決のための検討・取組を行うこと。
F)　各行動主体の連携方策を検討すること。
G)　国立公園の管理運営に関する意見を取りまとめること。

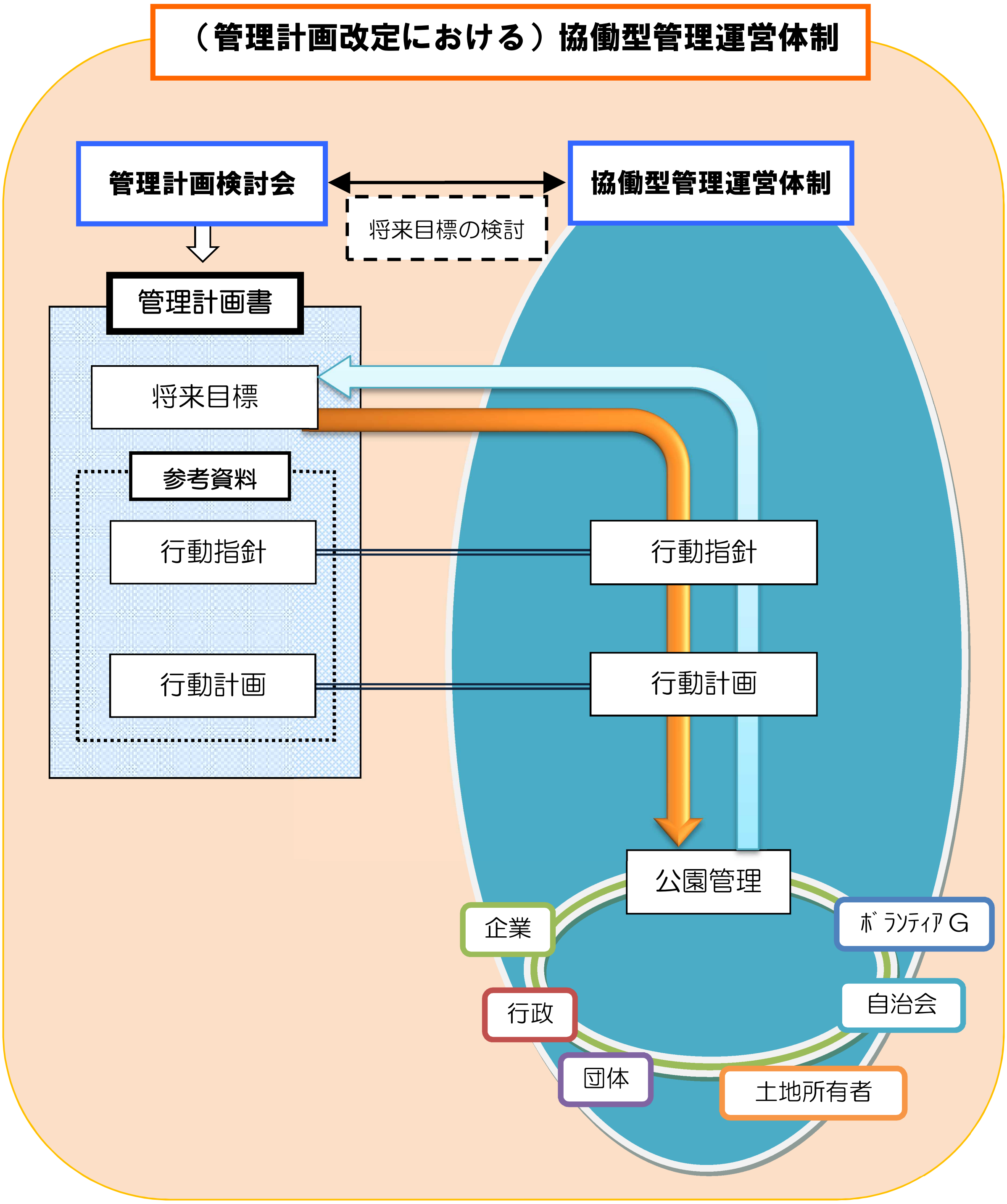
（管理計画改定における）協働型管理運営体制
管理計画検討会
協働型管理運営体制
将来目標の検討
管理計画書
将来目標
参考資料
行動指針
行動計画
行動指針
行動計画
公園管理
企業
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱG
行政
自治会
団体
土地所有者